

老発0320第8号
平成31年3月20日

各 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

本年4月27日から5月6日までの10連休における
介護保険サービス等提供体制に関する対応について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年12月14日に天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）が公布・施行されたことに伴い、本年4月27日から5月6日までの間については、10日間連續の休日（以下「10連休」という。）となることが決定されました。

当該法律に係る国会の附帯決議の趣旨等を踏まえ、10連休においても利用者の処遇に支障を来さないよう、医療機関等との連携協力体制の確保が必要であることから、10連休における対応について下記のとおり整理しましたので、御了知の上、貴管内の市町村及び関係者等に対し適切に周知いただくとともに、対応に遺漏なきようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

介護サービスに関しては、年末年始やゴールデンウィークを含め、連休中にいても、各事業所の判断で休日に開所する等の対応を行っていただいている。

今般の10連休においても、利用者の処遇に支障を来さないよう、医療機関等との連携協力体制を確保する必要がある。そのため、関係者や各自治体におかれでは、所要の体制が確保されるようご留意いただきたい。

なお、医療提供体制の確保に関しては、「本年4月27日から5月6日までの

10 連休における医療提供体制の確保に関する対応について」（平成 31 年 1 月 15 日付け医政発 0115 第 1 号、薬生発 0115 第 2 号、障発 0115 第 1 号。厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬・生活衛生局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）でお知らせした通りであり、本通知によって新たに対応を求めるものではないことを申し添える。

以上